

## 第 8 1 回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定 3件  
 (1) 改正条例 3件

議案等番号	件 名	所 管 課																																																																																																																								
議案第 6 7 号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 4 9 号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和元年人事院勧告により、国家公務員の給与について、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスともに6年連続の引上げを行うことが勧告されたことから、その勧告に基づく国家公務員の給与に準拠して所要の措置を講じる。</p> <p>1 第 1 条の改正により、職員の給料月額を国家公務員の給与法の改正に準拠して平均で「0. 1 %」引き上げる（平成 3 1 年 4 月 1 日から適用）。</p> <p>2 第 1 条及び第 2 条の改正により、1 2 月期の期末手当又は勤勉手当の支給率を「0. 0 5」引き上げる（平成 3 1 年 4 月 1 日から適用）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">【改正前】</th> <th colspan="4">【改正後①】（公布の日から）</th> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">支給率</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年間支給率 4. 450</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年間支給率 4. 500(+0. 050)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">6 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 2 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">6 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 2 月期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 225</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 225</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 225</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 275(+0. 050)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別職</td> <td style="text-align: center;">2. 225</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 225</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 225</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 275</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般職</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 925</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 925</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 925</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 975</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第 3 条の改正により、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」（令和元年淡路市条例第 7 号）を次のとおり整備する（令和 2 年 4 月 1 日施行）。</p> <p>(1) 一般職に準じて、会計年度任用職員の給料月額を引き上げる。</p> <p>(2) 技能労務職員に関する規定の明確化を図る。</p> <p>(3) 嘱託職員の会計年度任用職員への移行に伴う現給保障について規定する。</p> <p>4 第 4 条及び第 5 条の改正により、上記 2 による引上げ後の期末手当又は勤勉手当の支給率を 6 月期と 1 2 月期が均等になるよう措置を講じる（令和 2 年 4 月 1 日施行）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="4">【改正後①】（公布の日から）</th> <th colspan="4">【改正後②】（R2. 4. 1 から）</th> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">支給率</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年間支給率 4. 500</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年間支給率 4. 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">6 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 2 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">6 月期</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 2 月期</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 225</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 275</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 250(+0. 025)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2. 250(-0. 025)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td style="text-align: center;">勤勉</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別職</td> <td style="text-align: center;">2. 225</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 275</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 250</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2. 250</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般職</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 925</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 975</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 950</td> <td style="text-align: center;">1. 300</td> <td style="text-align: center;">0. 950</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 第 2 条及び第 5 条において、特別職の期末手当の支給率を在職期間の区分に応じて引き上げる。</p>	区 分	【改正前】				【改正後①】（公布の日から）				支給率	年間支給率 4. 450				年間支給率 4. 500(+0. 050)				6 月期		1 2 月期		6 月期		1 2 月期		2. 225		2. 225		2. 225		2. 275(+0. 050)		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	特別職	2. 225	—	2. 225	—	2. 225	—	2. 275	—	一般職	1. 300	0. 925	1. 300	0. 925	1. 300	0. 925	1. 300	0. 975	区 分	【改正後①】（公布の日から）				【改正後②】（R2. 4. 1 から）				支給率	年間支給率 4. 500				年間支給率 4. 500				6 月期		1 2 月期		6 月期		1 2 月期		2. 225		2. 275		2. 250(+0. 025)		2. 250(-0. 025)		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	特別職	2. 225	—	2. 275	—	2. 250	—	2. 250	—	一般職	1. 300	0. 925	1. 300	0. 975	1. 300	0. 950	1. 300	0. 950	総 務 課
区 分	【改正前】				【改正後①】（公布の日から）																																																																																																																					
支給率	年間支給率 4. 450				年間支給率 4. 500(+0. 050)																																																																																																																					
	6 月期		1 2 月期		6 月期		1 2 月期																																																																																																																			
	2. 225		2. 225		2. 225		2. 275(+0. 050)																																																																																																																			
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉																																																																																																																		
特別職	2. 225	—	2. 225	—	2. 225	—	2. 275	—																																																																																																																		
一般職	1. 300	0. 925	1. 300	0. 925	1. 300	0. 925	1. 300	0. 975																																																																																																																		
区 分	【改正後①】（公布の日から）				【改正後②】（R2. 4. 1 から）																																																																																																																					
支給率	年間支給率 4. 500				年間支給率 4. 500																																																																																																																					
	6 月期		1 2 月期		6 月期		1 2 月期																																																																																																																			
	2. 225		2. 275		2. 250(+0. 025)		2. 250(-0. 025)																																																																																																																			
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉																																																																																																																		
特別職	2. 225	—	2. 275	—	2. 250	—	2. 250	—																																																																																																																		
一般職	1. 300	0. 925	1. 300	0. 975	1. 300	0. 950	1. 300	0. 950																																																																																																																		

	<p>関係条例</p> <p>(1) 淡路市職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例</p> <p>(3) 淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>※ 施行期日等 公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、令和2年4月1日から施行する。 また、第1条及び第2条の規定は、平成31年4月1日から適用することとし、その他給与の支給に関し必要な経過措置を設ける。</p>																																																						
<p>議案第68号</p>	<p>○ 淡路市資源ごみ回収施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第134号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>資源ごみ回収施設の更なる利便性の向上及びごみの再資源化の推進を図るため、各資源ごみ回収施設の利用状況に基づき、休日、受入日及び利用時間を次のとおり整理する。</p> <table border="1" data-bbox="403 936 1195 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津名 AM9:00～PM5:00 ⇒AM9:00～PM4:00</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1/1～3</td> </tr> <tr> <td>岩屋 AM9:00～PM4:00</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td rowspan="2">12/28 ～1/4</td> </tr> <tr> <td>北淡 AM9:00～PM4:00</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東浦 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>一宮 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>1/1～3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：既受入日、—：既非受入日、◎：新受入日、×：新非受入日</p> <p>※ 施行期日 令和2年4月1日</p>	区分	日	月	火	水	木	金	土	休日	津名 AM9:00～PM5:00 ⇒AM9:00～PM4:00	○	○	○	—	○	○	○	1/1～3	岩屋 AM9:00～PM4:00	×	×	○	—	○	×	○	12/28 ～1/4	北淡 AM9:00～PM4:00	—	○	—	○	—	—	○	東浦 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00	◎	○	—	○	—	○	—	↓	一宮 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00	○	—	—	○	—	○	—	1/1～3	<p>生活環境課</p>
区分	日	月	火	水	木	金	土	休日																																															
津名 AM9:00～PM5:00 ⇒AM9:00～PM4:00	○	○	○	—	○	○	○	1/1～3																																															
岩屋 AM9:00～PM4:00	×	×	○	—	○	×	○	12/28 ～1/4																																															
北淡 AM9:00～PM4:00	—	○	—	○	—	—	○																																																
東浦 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00	◎	○	—	○	—	○	—	↓																																															
一宮 PM1:00～PM4:00 ⇒AM9:00～PM4:00	○	—	—	○	—	○	—	1/1～3																																															
<p>議案第69号</p>	<p>○ 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第135号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）により、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）が改正され、保育士及び養育里親の欠格事由から「成年被後見人及び被保佐人」の規定が削除され、また、条例の制定等に関する事務の参考としている「標準下水道条例について」（昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）及び「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年自治振第10号）について、この整備法の趣旨を踏まえ、「成年被後見人及び被保佐人」に係る欠</p>	<p>下水道課 子育て応援課 市民人権課</p>																																																					

	<p>格条項を設けている規定等の改正を行う旨、国の通知があったことから、これらに係る条例の規定について、所要の措置を講じる。</p> <p>関係条例</p> <p>(1) 淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(2) 淡路市下水道条例</p> <p>(3) 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(4) 淡路市印鑑条例</p> <p>※ 施行期日等 公布の日から施行し、改正前にした処分その他の行為の効力に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	
--	---	--

## 2 事件決議 7件

議案等番号	件名	所管課
議案第70号	<p>○ 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更の件</p> <p>構成団体のうち「中播農業共済事務組合」が農業共済組合の県内1組合化により、令和2年3月31日をもって解散し、同年4月1日から兵庫県市町村職員退職手当組合を脱退することに伴い、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、同組合理約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)の一部を変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>※ この規約の施行期日 令和2年4月1日</p>	総務課
議案第71号	<p>○ 淡路市デジタル防災行政無線整備工事請負変更契約締結の件</p> <p>令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、契約の金額を変更する。</p> <p>1 契約額 (当初) 1,077,742,800円 (変更額) 19,958,200円</p> <p>2 契約金総額 1,097,701,000円</p> <p>3 契約相手方 株式会社日立国際電気西日本支社 支社長 宮崎 晃</p> <p>4 変更工事概要 なし</p>	消防防災課
議案第72号	<p>○ 市道路線の認定の件</p> <p>株式会社夢舞台が「民間施設直結スマートインターチェンジ制度」を活用して整備する道路が、淡路ハイウェイオアシスのみの経済効果だけでなく、利便性の向上、地域経済の活性化、観光施設の連携強化など地域振興に寄与するものと認められることから、道路整備を行う区域を確定させ、新たに市道として認定することにつき、「道路法」(昭和27年法律第180号)第8条第2項の</p>	都市総務課

	<p>規定により、議会の議決を求める。</p> <p>1 認定路線名 「市道 淡路ハイウェイオアシススマートインター線」</p> <p>2 延長 660.0メートル</p> <p>3 幅員 4.0～25.0メートル</p>	
議案第73号	<p>○ (仮称) 新津名図書館新築工事請負契約締結の件</p> <p>「淡路市立図書館基本計画」の基本コンセプトである「ひと・知識・情報との出会いの場」に基づき、ゆとりのあるスペースを確保し、世代を超えて、人が集い、交流の場となる新たな図書館を整備する。</p> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札</p> <p>2 契約の金額 837,540,000円</p> <p>3 契約の相手方 (1) 住所 兵庫県淡路市中田402番地 (2) 氏名 株式会社 出雲建設 代表取締役 出雲 津芳</p> <p>4 工事の概要 (1) 施設概要 ア 構造 鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造) 1階建 イ 敷地面積 3,572.60㎡ ウ 延べ面積 1,983.14㎡ (2) 工事概要 ア 建築工事 1.0式 イ 電気設備工事 1.0式 ウ 機械設備工事 1.0式</p> <p>5 履行期限 契約締結日から令和2年12月28日まで</p>	社会教育課
議案第74号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件 (平成17年淡路市条例第150号「津名産地直売所」)</p> <p>1 施設名等 淡路市津名産地直売所 淡路市中田4139番地4</p> <p>2 指定管理者 淡路市商工会 会長 津田 豊</p> <p>3 指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第75号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件 (平成20年淡路市条例第3号「山田活性化センター」)</p> <p>1 施設名等 淡路市山田活性化センター 淡路市山田甲984番地</p> <p>2 指定管理者 山田町内会 会長 川 耕一郎</p> <p>3 指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	農林水産課

議案第76号	○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成26年淡路市条例第18号「明石海峡航路旅客船兼自動車渡船」）	都市総務課
	1 施設名等 淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船 淡路市	
	2 指定管理者 株式会社淡路ジェノバライン  代表取締役 清水 <sup>とおる</sup> 道	
	3 指定期間 令和2年7月1日～令和7年3月31日	
	4 選定方法 非公募	

3 予 算 1件

(1) 補正予算 1件

議案等番号	件 名	所管課
議案第77号	○ 令和元年度淡路市一般会計補正予算（第3号）  補正額 4億7,780万円余 補正後の予算額 297億430万円余 債務負担行為補正 3件追加 地方債補正 1件変更	財政課

4 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第3号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件  五條正光委員の任期満了（平成29年4月1日から令和2年3月31日まで）による後任委員候補者の推薦 ※ 後任委員の任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間	市民人権課

5 報 告 1件

議案等番号	件 名	所管課
報告第19号	○ 専決処分した事件の報告について（建物損傷事故）	教育総務課